

揚土（泥土）回収業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を次のとおり定めるものとする。

- 1 件 名 揚土（泥土）回収業務委託
- 2 業務目的 本業務は、市民活動による側溝等の清掃で生じた揚土（泥土）等を、適切に回収運搬することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市内各所（全域）
- 4 委託期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日（実施予定日数86日）

5 業務の内容

受託者は、市民活動によって側溝等の清掃で生じた揚土（泥土）等を指定日に回収し、所定の処分場まで運搬するものとする。

※実施予定日数86日、予定汚泥量50m³

- (1) 揚土（泥土）回収業務に関し適正な車両を配置し、回収した揚土（泥土）を処分場まで運搬すること。
- (2) 委託者が受託者に対し、揚土（泥土）回収業務を委託する品目は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）第2条第4項及び同法施行令第2条に規定された産業廃棄物（汚泥等）とする。
- (3) 受託者が法に基づく許可を受けた事業の範囲は、法第14条第1項に規定されている「産業廃棄物収集運搬業許可書」のとおりとする。
- (4) 委託者と受託者双方は連絡を密にし、互いに相違に無いよう、この作業に関する情報を共有するものとする。
- (5) 汚泥の泥状は、別添廃棄物データシート（別紙1）に示すとおりとする。
- (6) 本委託は単価契約のため上記数量は目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業日数を精算数量とする。
- (7) 受託者は、「6(3) 回収物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物について、別紙2に定める事業の透明性に係る情報を業務開始前に委託者に提出すること。ただし、やむを得ない理由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者に提出は不要とする。

6 業務実施日及び時間

(1) 実施日

- ①定期回収実施日は毎週、月曜日及び火曜日を基本とする。(別紙3 回収予定表)
- ②定期回収日が、祝日及び振替休日(国民の祝日に関する法律による。)の場合は翌日とする。
- ③不定期回収日は、前項①②以外で委託者が必要と認めた日とする。

(2) 実施時間

作業実施時間は8時40分から17時25分を原則とする。

(3) 回収物の種類及び数量

委託者が収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

種 類	汚 泥
予定数量	50 m ³

7 回収運搬の方法

受託者は、次に掲げる方法により回収運搬を行うものとする。

- (1) 所定の場所もしくは路線におかれた揚土(泥土)を回収し、所定の処分場へ運搬するものとする。
- (2) 回収運搬に当たっては、揚土(泥土)等の多少にかかわらず全量を回収運搬するものとする。
- (3) 回収運搬に当たっては、揚土(泥土)等を飛散流出しないようにするものとする。
- (4) 回収運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように、必要措置を講ずるものとする。
- (5) 回収運搬車両は、塵芥等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものとする。
- (6) 回収揚土(泥土)に落ち葉等の有機物の混入があった場合には有機汚泥、土砂等の場合には無機汚泥と判断し、それぞれの汚泥は委託者が指定する有機汚泥処分場、無機汚泥処分場へ運搬する。

8 揚土(泥土)等の運搬の場所

委託者が別途契約した処分場

9 電子マニフェスト

- (1) 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム(以下「JWNET」という。)を利用して実施するものとする。受託者は、JWNETに加入し、加入証の写しを委託者に提出するとともに、自らに係る費用の負担を行わなければならない。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び

量の確認を行うとともに、委託者の電子マニフェスト登録予定情報と照合する。

- (3) 委託者は、産業廃棄物の引渡し後3日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に、電子マニフェスト登録（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条の5第2項の規定による。）を行い、登録番号を受託者に通知する。
- (4) 受託者は、産業廃棄物の運搬終了後3日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる運搬終了報告（法第12条の5第3項の規定による。）を行う。
- (5) 委託者は、委託者又は受託者が、正当な理由によってJWNETを利用できない場合には、産業廃棄物の搬出の際に、受託者に産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を交付する。この場合、委託者及び受託者は、法第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

10 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約の条項又は法令等の規定に違反し、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、当該産業廃棄物の回収運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の回収運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

11 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の回収運搬等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

12 積替保管

受託者は、委託者から委託された廃棄物の積込保管を行ってはならない。

13 提出書類

受託者は、次に掲げる書類を委託者に提出するものとする。

(1) 業務着手時

- 1) 業務計画書
- 2) 着手届
- 3) 業務責任者通知書

(2) 業務実施中

業務実施各月の翌月10日迄に提出すること。ただし、令和9年3月分に関しては令和9年3

月 31 日までに提出すること。

- 1) 業務完了報告書…別紙 4
- 2) 月例報告書（作業実施日数、人数、回収土量等を記載する）
- 3) 作業箇所図
- 4) 作業写真（作業前中後、処分場搬出時）
- 5) 処理伝票一覧表（マニフェスト情報をまとめた書類）

(3) 業務完了時

- 1) 完了届…別紙 5
- 2) 年間実績表及び年間処理伝票一覧表

14 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。
- (2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を委託者及び関係機関に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

15 その他

- (1) 受託者は、業務履行に当たっては、周辺住民等に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 委託契約書については契約終了の日から 5 年間保存するものとする。
- (4) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ISO 関係、ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (5) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

16 添付資料

- (1)別紙 1：廃棄物データシート
- (2)別紙 2：事業の透明性に係る情報項目
- (3)別紙 3：揚土（泥土）回収業務委託作業予定表（令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）
- (4)別紙 4：業務完了報告書
- (5)別紙 5：完了届

以上

< 表面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

- ※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
- ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。
- ※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年3月19日		記入者 伊藤 修治	
2	排出事業者の名称等	名称	市川市	所属	道路交通部 道路安全課
		所在地	〒 272-0023 市川市南八幡2丁目20番2号	担当者	伊藤 修治
				TEL	047-712-6353
				FAX	047-712-6355
3	廃棄物の名称	汚泥			
4	<input type="checkbox"/> 工程図等添付	下水道施設、排水路、水質浄化施設及び側溝施設から清掃等の事業活動によって排出される汚泥			
5	廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 ()			
		※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)			
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	()	()	()	()
		()	()	()	()
7	廃棄物の組成・成分情報 <input type="checkbox"/> 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質 <input type="checkbox"/> その他主要成分	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号	
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	()	()	()	()
		()	()	()	()

9	水道水源における消毒副生成物前駆物質 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)			
		生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン			
		生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)			
10	有害特性 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 参考	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物質 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()			
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 <input type="checkbox"/> 固形 <input checked="" type="checkbox"/> 泥状 <input type="checkbox"/> 液状 → 粘性 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強) 臭気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 弱 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 強 (臭気種類:) 色 () 比重() pH () 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)			
12	品質安定性	経時変化(<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) 有る場合は具体的に記入 ()			
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器 () <input checked="" type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
14	排出頻度 数量	頻度: (<input type="checkbox"/> スポット <input checked="" type="checkbox"/> 継続予定) 数量: (50) <input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> ㎥ <input type="checkbox"/> m ³ <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 缶 <input type="checkbox"/> 袋 <input type="checkbox"/> 個 / <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 日			
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載			
	保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用 →ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () <input type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護メガネ <input type="checkbox"/> その他 ()			
	応急処置	<input type="checkbox"/> 吸入時 → <input type="checkbox"/> 新鮮な空気の場所へ移動し安静にする <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 皮膚付着時 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 目に入った場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水で洗い流す <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合 → <input type="checkbox"/> 多量の水を飲ませ吐かせる <input type="checkbox"/> その他 ()			
	漏洩時措置	除去方法: <input type="checkbox"/> 吸着マット・ほうき・スコップで回収する <input type="checkbox"/> その他 () 除去作業時の注意: <input type="checkbox"/> 廃棄物に触れないようにする <input type="checkbox"/> その他 ()			
	火災時措置 その他	水による消火 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 →消火方法 () <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
16	その他の情報	SDS (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) 分析表 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) サンプル (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) 有の場合 → <input type="checkbox"/> 均一 <input type="checkbox"/> 不均一 <input type="checkbox"/> 疑似サンプル 写真 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) その他 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) 具体的には → ()			
<変更履歴/内容確認欄>					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考

速報レポート

お問い合わせ番号
H36198001

株式会社 環境管理センター

市川市長 田中 甲 様

件名：側溝清掃汚泥分析業務委託

御依頼のありました、試料についての試験結果を次の通り報告します。

測定対象：市川市新井1丁目1番 外市川市内各所

試験項目	試験結果	単位	試験方法	定量下限値
試料名称	揚土回収汚泥		試料種別	固体
採取年月日及び時間	2026年2月25日			
試料採取者	当社の北関東技術センター受取		受取年月日	2026年2月25日
【特記事項】	試料及び試料採取に関する事項は、依頼者より提供のあった事項について記載しています。 汚泥処理業務委託			
試験項目	試験結果	単位	試験方法	定量下限値
カドミウム (Cd)	<0.0003	mg/L	JIS K 0102-3 14.5 注1. ICP質量分析法(Cd換算)	0.0003
全シアン	<0.1	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表1 注1. 流れ分析法(CN換算)	0.1
有機りん農薬	<0.1	mg/L	JIS K 0102-4 7.2.1及び7.2.3 注1. 溶媒抽出 カスマトグラーフ(FPD)	0.1
鉛 (Pb)	0.003	mg/L	JIS K 0102-3 13.5 注1. ICP質量分析法(Pb換算)	0.001
クロム (VI) [Cr (VI)]	<0.005	mg/L	JIS K 0102-3 24.3.1 注1. シニフェルカルボジト吸光度分析法(CrVI換算)	0.005
ヒ素 (As)	0.002	mg/L	JIS K 0102-3 20.5 注1. ICP質量分析法(As換算)	0.001
総水銀	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表2 注1. 還元気化原子吸光法(Hg換算)	0.0005
アルキル水銀	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表3 注1. L-メチル抽出カスマトグラーフ(ECD)法(Hg換算)	0.0005
P C B	<0.0005	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表4 注1. 溶媒抽出-カスマトグラーフ(ECD)法(係数法)	0.0005
ジクロロメタン	<0.002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.002
テトラクロロメタン (四塩化炭素)	<0.0002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0002
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<0.0002	mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表第2 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0004
1, 1-ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエチレン)	<0.002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.002
cis-1, 2-ジクロロエタン (cis-1, 2-ジクロロエチレン)	<0.004	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.0006
トリクロロエテン (トリクロロエチレン)	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
テトラクロロエテン (テトラクロロエチレン)	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
1, 3-ジクロロ-1-プロペン	<0.0002	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法(シス体とトランス体の合計値)	0.0002
チウラム	<0.0006	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表5 注1. 固相抽出-高速液体カスマトグラーフ法	0.0006
シマジン	<0.0003	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1 注1. 固相抽出-カスマトグラーフ-質量分析法	0.0003
チオベンカルブ	<0.002	mg/L	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1 注1. 固相抽出-カスマトグラーフ-質量分析法	0.002
ベンゼン	<0.001	mg/L	JIS K 0125 5.2.1 注1. ヘッドスペース-カスマトグラーフ質量分析法	0.001
セレン (Se)	<0.001	mg/L	JIS K 0102-3 26.4 注1. ICP質量分析法(Se換算)	0.001
【備考】	注1.平成3年環境庁告示第46号に従い作成した検液について分析。			

事業の透明性に係る情報項目

	情報項目	適用		備考
		収集 運搬	処分	
1	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○	中間処理施設、最終処分場について作成
2	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○	中間処理施設、最終処分場について作成
3	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○		産業廃棄物の種類ごと
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○	産業廃棄物の種類ごと
4	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○	焼却・廃石綿等溶融・PCB処理、最終処分の場合
5	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○	焼却の場合

- ・「5. 産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物が対象
- ・詳細については、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル（改訂令和2年10月）環境省」を参照すること。

揚土（泥土）回収業務委託作業予定表(令和8年6月1日～令和9年3月31日) 別紙3

6月	1 月 ○	2 火 ○	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月 ○	9 火 ○	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月 ○	16 火 ○	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月 ○	23 火 ○	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月 ○	30 火 ○	10	
7月	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月 ○	7 火 ○	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月 ○	14 火 ○	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月 ○	21 火 ○	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月 ○	28 火 ○	29 水	30 木	31 金	8
8月	1 土	2 日	3 月 ○	4 火 ○	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	10 月 ○	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日	17 月 ○	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	23 日	24 月 ○	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	31 月 ○	9
9月	1 火 ○	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月 ○	8 火 ○	9 水	10 木	11 金	12 土	13 日	14 月 ○	15 火 ○	16 水	17 木	18 金	19 土	20 日	21 月 ○	22 火	23 水	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月 ○	29 火 ○	30 水	9	
10月	1 木	2 金	3 土	4 日	5 月 ○	6 火 ○	7 水	8 木	9 金	10 土	11 日	12 月 ○	13 火	14 水	15 木	16 金	17 土	18 日	19 月 ○	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日	26 月 ○	27 火	28 水	29 木	30 金	31 土	8
11月	1 日	2 月 ○	3 火	4 水	5 木	6 金	7 土	8 日	9 月 ○	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	15 日	16 月 ○	17 火	18 水	19 木	20 金	21 土	22 日	23 月 ○	24 火	25 水	26 木	27 金	28 土	29 日	30 月 ○	9	
12月	1 火 ○	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月 ○	8 火 ○	9 水	10 木	11 金	12 土	13 日	14 月 ○	15 火 ○	16 水	17 木	18 金	19 土	20 日	21 月 ○	22 火	23 水	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月 ○	29 火	30 水	31 木	7
1月	1 金	2 土	3 日	4 月 ○	5 火 ○	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月 ○	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月 ○	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月 ○	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	8
2月	1 月 ○	2 火 ○	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月 ○	9 火 ○	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月 ○	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月 ○	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	8			
3月	1 月 ○	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月 ○	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月 ○	16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月 ○	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月 ○	30 火	31 水	10

6月～3月	86
-------	----

業務完了報告書(第 期支払分)

別紙4

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務(事業名) _____

2. 施行(納入)場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 _____ 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に
おける完了年月日 令和 年 月 日

7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり

完了届

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 _____ 円

（単価契約の場合は、総額を記入してください）

5. 委託期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日